



府こ連HP

2025年度版

／こども会活動を安心して行うために加入しましょう！／



大阪府こども会 安全共済に入ろう



大阪府こども会安全共済会のご案内 (ご加入前に必ずお読みください)

大阪府こども会安全共済に加入される方に限り全国子ども会安全共済へも加入することができます。
府こ連共済・全子連共済の加入手続は共に、府こ連ネット加入システムより行ってください。

補償の対象となるこども会活動の範囲

- (1) こども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(18歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動
- (2) こども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
- (3) 上記(1)において計画されているこども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
※(1)～(3)の活動には、こども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復途上を含みます。
- (4) 居住地以外の地域のこども会活動(祭り等の地縁的な行事に限る)に参加し、その地域との関わりを深める活動
ただし、居住地又はその地域のこども会に加入している場合に限りません。※この場合の往復途上は含みません。

被共済者の範囲

単位こども会の加入者及びこども会行事への参加が事前にこども会より認められている指導者、育成者、保護者。なお、加入時の年齢制限はありません。

(単位こども会育成代表者の加入についても必要となります。)

(就学前3年以下の幼児*が行事に参加する場合には、安全共済に加入している保護者が同伴することが必要となります。)

*加入年度の4/1時点で4歳未満のお子様です。

大阪府こども会安全共済会に入会するには次の年会費を収めて頂きます。

市町こども会連合組織に所属する

単位こども会については、

1人あたり年額350円

全子連共済へも加入の場合は、合計420円

(内訳)大阪府こども会安全共済掛金	200円
大阪府こども会育成連合会会費	120円
市町こども会連合組織協力金	30円
全国子ども会安全共済年会費	70円

3月最終平日までに、契約書(府こ連・全子連)を市町こ連から府こ連へ提出してください。それにより、5月最終平日までにネット加入済・振込済を府こ連が確認できたこども会に限り4/1に遡って補償を受けられることになります。

市町こども会連合組織の無い

単位こども会については、

1人あたり年額500円

全子連共済へも加入の場合は、合計570円

(内訳)大阪府こども会安全共済掛金	200円
大阪府こども会育成連合会会費	300円
全国子ども会安全共済年会費	70円

3月最終平日までに、契約書(府こ連・全子連)を単位こども会から府こ連へ提出してください。それにより、5月最終平日までにネット加入済・振込済を府こ連が確認できたこども会に限り4/1に遡って補償を受けられることになります。まずはその前に、府こ連へTELください。06-6191-1011

補償の内容

死亡共済金

- 1 被共済者がこども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- 2 被共済者がこども会活動中に突然死(上記が適用されない疾病により急死)したとき。

600万円

後遺障害共済金

被共済者がこども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として、等級に応じて共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき。

7万円～600万円

*後遺障害の程度に応じてお支払いします。

傷病共済金

被共済者がこども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

8千円～6万円

*等級に応じてお支払いします。



傷病共済金の支払いについて

- 1 事故発生日より起算し、当会の定める証明書に基づき治療日数(※)が5日以上で2回以上の通院の場合、その日数に応じて被共済者に支払います。
※事故発生日から平常の生活に支障がない程度に治っていると見なされるまでの日数で、通院日数とは異なります。
- 2 事故発生日より13日以内に初診を行った場合は、支払いの対象として事故発生日からの起算とします。但し、事故発生日より14日以降に初診を行った場合は、事故との因果関係が判断できない等のため支払いの対象外となります。
- 3 等級は原則治療日数を目安としますが、傷害又は疾病の種類・部位・重症度合い・手術の有無や入院の日数等により相違する場合があります。(最終判断は審査会で行います)

等級	治療日数(目安)	金額
1	71日以上	60,000円
2	61日～70日	50,000円
3	51日～60日	43,000円
4	41日～50日	36,000円
5	31日～40日	29,000円
6	21日～30日	22,000円
7	11日～20日	15,000円
8	5日～10日	8,000円

傷病共済金には、医師の証明書料として一回の事故につき3,000円を併給します。

共済期間

2025年4月1日0時より2026年3月31日24時までの一年間とする。(期間の途中で加入することもできます。)

共済契約者

(一財)大阪府こども会育成連合会の理事長
市町こども会連合組織の代表者
市町こども会連合組織の無い単位こども会の代表者

大阪府こども会安全共済会のご案内 (ご加入の前に必ずお読み下さい。)

共済金を支払わない場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
- ② 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
- ④ 交通事故(自転車の単独事故、又は自転車同士、自転車と人の衝突事故を除く。)等、他の補償の責任機関のある場合
- ⑤ 被共済者が飲酒後に発生した当日中の事故等
- ⑥ 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
イ. 酒に酔った状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
エ. 自転車に二人乗りしている間(法令で認められる場合を除きます。)
- ⑦ 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑨ 地震もしくは噴火又はこれによる津波
- ⑩ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射性照射又は放射能汚染
- ⑬ 喘息・てんかんの持病
- ⑭ 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族(18歳以上の者に限る)の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、こども会活動で発生した事故等

(2) 自覚症状や医学的他覚見地があっても、こども会活動との因果関係が不明確な場合は、共済金を支払いません。また、被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかんときでも共済金を支払いません。

(注)いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当会は次の傷害に対しては共済金を支払いません。

- ① オスグッド病・野球肘・疲労骨折
- ② 感染症法に基づく感染症。ただし、感染経路が明確に判明した食中毒は除く。

(4) 治療日数5日未満については共済金を支払いません。

(5) 事故発生日より14日以降に初診を行った場合も共済金を支払いません。

万一事故が発生した場合

(1) 事故の通知

被共済者が共済金の請求対象となる傷害又は疾病を被った場合は、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故発生日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を当会に通知しなければならない。

(2) 共済金の請求

- ① 当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとする。
ア. 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
イ. 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
ウ. 傷病共済金については、平常の生活ができる程度に治っていると見なされた時又は事故の発生日からその日を含めて71日を経過した時のいずれか早い時
- ② 被共済者又は共済金を受け取るべき者が死亡共済金及び後遺障害共済金の支払を請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内、傷病共済金の支払いを請求する場合は、事故の発生日からその日を含めて180日以内に右表に掲げる書類のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。
- ③ 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いを受けるべき被共済者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
ア. 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者(注)
イ. アに規定する者がいない場合又はアに規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を共にする三親等内の親族
ウ. ア及びイに規定する者がいない場合又はア及びイに規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者(注)又はイ以外の三親等内の親族
(注)法律上の配偶者に限ります。

加入の手続

(1) 4月1日加入の場合

- ① 共済契約者は、2025年度事業開始前に所定の手続により共済契約を当会に申し込みの上、加入手続を開始するものとします。
- ② 2025年度事業開始後、共済契約者は4月1日より5月最終平日までの間に、共済掛金を払い込み(注)、加入者一覧、年間行事予定表及び日常定例活動を当会に提出するものとします。

(2) 2025年度事業開始後、加入をする場合

- ① 共済契約者は、速やかに所定の手続により共済契約を当会に申し込むものとします。
- ② 共済契約者は手続き終了後、速やかに共済掛金を払い込み(注)、加入者一覧、年間行事予定表及び日常定例活動を当会に提出するものとします。

(3) 被共済者を追加する場合

共済契約者が被共済者を追加するときは、加入者一覧に必要事項を追記し、速やかに共済掛金を添えて(注)当会に提出するものとします。

(注)：原則として当会が指定する金融機関に振り込むものとする。

共済金請求時に必要となる書類

書 類 名	死 亡 共 済 金	後 遺 障 害 共 済 金	傷 病 共 済 金
1. 共済金請求書(注1)	○	○	○
2. 医療機関に対する同意書(注2)	○	○	○
3. 当会の定める事故報告書(注3)	○	○	○
4. 当会の定める証明書(注4)			○
5. 診断書		○	
6. 死亡診断書又は死体検案書	○		
7. 被共済者の戸籍謄本	○		
8. 同意書(注5)	○		
9. 委任状(注6)	△	△	△
10. その他当会が必要とする書類	△	△	△

共済金を請求する場合は、○を付した書類を当会に提出しなければなりません。△を付した書類は必要に応じて提出を求める場合があります。

(注1) 傷害又は疾病がこども会活動中に被ったことを、市町こども会連合組織の代表者等が証明する書類です(被共済者が共済契約者に請求及び受領を委任する項目も含みます)。

(注2) 当会が医療機関に対して被共済者の診断結果等の説明などを求めることに同意する書類です。

(注3) 被共済者の具体的な事故内容を記載する書類です。

(注4) 医療機関が被共済者の治療経緯を記入する書類です。

(注5) 法定相続人が2名以上いる場合に代表相続人に対し、死亡共済金の全額が支払われることについて、他の相続人が同意する書類です。

(注6) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合に、代理人に共済金の請求及び受領を委任する書類です。

「大阪府こども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本チラシに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。

共済約款等(ホームページ上に掲載)をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は当会までお問い合わせください。

こども会賠償責任保険の補償内容のご案内

〔施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・こども会施設賠償責任保険に関する特約・
特約の一部不適用に関する特約（施設所有（管理）者用）・借用イベント施設損壊補償特約・
借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約・飲食物危険補償特約セット〕

この保険は

- ①「一般財団法人大阪府こども会育成連合会」が保険料を負担し契約をしているものであり、主な補償内容をご案内するものです。（加入をお奨めするものではありません。）
- ②この保険は「こども会活動中」の事故により、主催者（注1）以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「大阪府子ども会安全共済会」に加盟している主催団体（注2）や指導者等（安全共済会加入者に限る）（注3）が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

- （注1）主催者とは、府こ連および主催団体の役員、府こ連または府こ連に加盟した主催団体ごとのこども会安全共済会会員名簿に記載された指導者（満18才以上の者に限ります）、育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務※を行う者をいいます。
※主催者業務を行う者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。
- （注2）主催団体とは大阪府、市町村、学校区等のこども会連合組織および単位こども会をいいます。
- （注3）指導者等とは府こ連または府こ連に加盟した主催団体ごとのこども会安全共済会会員名簿に記載された指導者（満18才以上の者に限ります）、育成者および仕事を委嘱されたものをいいます。
- ・この保険は各こども会行事の主催者側の損害賠償責任を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の損害賠償責任を補償するものではありません。

■保険期間（ご契約期間） 2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで ■保険金額（ご契約金額） 支払限度額は以下のとおりです。

◆施設所有（管理）者賠償責任保険 （借用イベント施設損壊補償特約＋借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約＋飲食物危険補償特約セット）

身体障害	1名につき	1億円	免責金額 なし	財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円					
借用イベント 施設損壊補償特約		他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什（じゅう）器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します。					
飲食物危険補償特約		特別約款により免責となる「飲食物の提供に起因する損害賠償責任」を補償します。ただし、保険期間中に提供し、保険期間中または保険期間終了後72時間以内に発生した身体障害に限りします。					

◆受託者賠償責任保険 補償対象例：運動会時に借りた TENT を壊した。廃品回収時に借りたリヤカーを壊した。（借用した自動車は補償対象外です）

財物損壊	1事故・ 保険期間中 につき	1,000万円	免責金額 3,000円	受託物（レンタル品を含む）を保管施設外において運送している間（積み込みもしくは積卸し作業または積卸し後の荷役作業を含みます）の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します。
------	----------------------	---------	----------------	---

お支払いする保険金の種類

・損害賠償金 ・争訟費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・協力費用 ・損害防止費用

保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ②こども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③被保険者と第三者との間に損害賠償についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④府こ連および主催団体の役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加するこども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤こども会活動に参加している子どもの行為により府こ連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体障害に対する損害賠償責任。ただし、満18才未満の者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑥府こ連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦自動車、航空機、昇降機（小荷物専用昇降機を除きます。）、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

（例）スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故（正当な競技規則に従って行為していた場合）や闘争行為（喧嘩）により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

- ・過失割合に応じ保険金をお支払します。またこの保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
- ・免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。（被保険者の自己負担となります。）
- このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有（管理）者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■取扱代理店

株式会社保険代行社
〒141-0031
東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL: 03-6631-4366 FAX: 03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL: 050-3460-8162 FAX: 03-6734-9609

（2024年10月承認）B24-102583

安全共済会及びこども会活動についてのお問い合わせは…

あなたのお住まいの市町こども会担当事務局まで

名 称	こども会担当事務局	電話番号
高槻市こども会連合会	高槻市役所 青少年課	072-674-7654
吹田市こども会育成協議会	教育委員会 青少年室	06-6816-9890
茨木市こども会育成連絡協議会	教育委員会 社会教育振興課	072-622-5180
摂津市こども会育成連絡協議会	教育委員会 生涯学習課	06-6383-1766
豊中市こども会連合会	教育委員会 市立青少年交流文化館いぶき内	06-6845-3580
池田市こども会育成連絡協議会	教育委員会 地域教育課	072-754-6612
能勢町こども会育成会	教育委員会 生涯学習課	072-734-2452
豊能町連合こども会育成会	教育委員会 生涯学習課	072-738-4628
枚方市青少年育成指導員連絡協議会	枚方市役所 子ども青少年政策課	072-841-1375
守口市青少年育成指導員連絡協議会	守口市役所 コミュニティ推進課	06-6992-1520
門真市子ども会育成連合会	門真市役所 生涯学習課	06-6902-7139
大東市こども会育成連絡協議会	NPO 法人大東市青少年協会	072-874-5165
交野市子ども会育成連絡協議会	教育委員会 青少年育成課	072-892-0120
東大阪市子ども会育成連絡協議会	教育委員会 青少年教育課	06-4309-3281
八尾市青少年育成連絡協議会	教育委員会事務局 生涯学習課	072-924-3874
柏原市こども会育成連絡協議会	教育委員会 社会教育課	072-972-1688
松原市こども会育成連絡協議会	教育委員会 地域教育課	072-334-1550(代)
羽曳野市こども会育成連絡協議会	教育委員会 次世代育成課	072-947-3906
富田林市こども会育成連絡協議会	教育委員会 生涯学習課	0721-26-8056
河内長野市こども会育成連合会	教育委員会 社会教育課	0721-54-0005
藤井寺市こども会育成連絡協議会	教育委員会 生涯学習課	072-952-7800
大阪狭山市こども会育成連絡協議会	教育委員会 生涯学習グループ	072-349-9487
堺市こども会育成協議会	教育委員会 地域教育振興課	072-228-7920
和泉市こども会育成連絡協議会	教育委員会 生涯学習推進室 生涯学習担当	0725-99-8161
泉大津市こども会指導者協議会	教育委員会 スポーツ青少年課	0725-33-1131(代)
高石市こども会育成協議会	教育委員会 社会教育課	072-275-6437
忠岡町こども会育成者協議会	教育委員会 教育部 生涯学習課	0725-22-1122
岸和田市こども会育成連絡協議会	教育委員会 生涯学習課	072-423-9615
泉佐野市こども会育成連合会	教育委員会 青少年課	072-469-1106
貝塚市こども会育成連合会	教育委員会 青少年教育課	072-433-7333
熊取町こども会育成連絡協議会	教育委員会事務局 生涯学習推進課	072-453-0391
田尻町こども会育成連絡協議会	教育委員会 生涯学習課	072-466-5029

〈お問い合わせ先〉

各市町こども会事務局または下記連合会事務局まで

一般財団法人 大阪府こども会育成連合会

〒543-0021

大阪市天王寺区東高津町7番11号 大阪府教育会館「たかつガーデン」4階409号室

TEL: 06-6191-1011 FAX: 06-6191-1012

H P: <http://www.fukoren.sakura.ne.jp/>

E-mail: fukodomo@oak.ocn.ne.jp

